



□ 会社を経営していると、大小さまざまな変革に迫られることがありますね。

最近、強く思うのですが「この変革は、何をもって成功と言えるのか?」、「この変革をすることで、(自分以外)に誰に喜ばれるのか?」という問いかけを忘れてはいけません。「目的とゴール」は、ときどき思い出したいですね!

慶弔見舞金の支給実態

景気が悪くなくても、結婚祝い金は4万円のまま!(祝い金について)

- 本人結婚祝金の平均額は4万円となっており、4年前の前回調査とほぼ横ばい。また、再婚の場合でも78%の企業が支給(支給額は「初婚と同額」が主流)をしています。子供が結婚する場合の支給は2割前後にとどまり、平均は1.2万円前後。また、本人や配偶者が出産の場合は8割が祝金を支給。平均額は1.8万円となっています。



規定を変えていないからかもしれませんが、過去の金額と変化はないようです。金銭で報いる発想だけでなく、「特別休暇を与える」など、会社のお財布事情も踏まえた、労使双方うれしい制度を考えたいですね!

本人の死亡弔慰金の支給率は極めて高い(弔慰金等について)

- 本人死亡弔慰金については支給されない企業はなしでした。金額は勤続年数(50.4%)や役職・資格(29.6%)により区分して設定しているところが比較的多く、一律定額は34.2%である。配偶者(平均5.3万円)や子供(同2.9万円)本人の父母(同2.7万円)に対しても9割前後が無条件で支給しています。
- 傷病見舞金は約8割が支給、休業1ヵ月の場合平均が1.2万円。災害見舞金についても約8割が支給、平均額は全損失で15.0万円、半損失で8.8万円となっています。(但し、この調査は東日本大震災より前のものです。)



従業員がケガで休んだときには、健康保険の傷病手当金や、労災の休業給付もちゃんと活用してくださいね! 労災を使うと労基署の立入検査があるとか、保険料が高くなると誤解されがちですが、それは誤解です。保険料をせっかく払っているのですから、ちゃんと回収したいですね。

慶弔休暇の付与実態

慶弔休暇の付与と賃金支給について

- 慶弔休暇は休日を含めない「労働日」単位の付与がおおよそ2/3を占める。特に300人未満の規模の企業の8割が「労働日」単位で付与しています。(歴日だと、土日と重複すると損しますからね。)
- 結婚休暇については本人「5日」、子供「2日」、忌引休暇については配偶者「6日」、本人の父母「5.8日」が最も多い割合となっています。(いずれも労働日単位による日数)
- 賃金は付与日数すべて「有給」が96%にものぼり、社員の福利厚生の一環である慶弔休暇については有給での付与が一般的となっています。



意外な盲点ですが、結婚休暇は有効期限を決めておくと、お得です。期限が無いと、結婚してから随分たった、忘れたころに「新婚旅行に行く」と言って特別休暇を取られてしまうことがあります。忌引休暇は、通夜・葬儀の日が決まっているので、このようなことは起きません。



各種助成金を申請予定の事業主の方へ！

申請先の変更について

- 雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで同機構の各都道府県センターで取り扱っていた各種助成金の相談・申請窓口が、10月1日から各都道府県労働局に変更されました。

対象となる助成金は、次のとおり。

- ① 中小企業人材確保推進事業助成金
- ② 中小企業基盤人材確保助成金
- ③ 中小企業人材能力発揮奨励金
- ④ 中小企業職業相談委託助成金
- ⑤ 建設雇用改善推進助成金
- ⑥ 建設教育訓練助成金
- ⑦ キャリア形成促進助成金
 - ・ 訓練等支援給付金
 - ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金
 - ・ 職業能力評価推進給付金
 - ・ 地域雇用開発能力開発助成金



助成金の原資の多くは雇用保険の保険料からできています。雇用安定が趣旨の雇用保険ですので、人を雇う時や、働き方を変えるとき、教育する時に助成金を申請できる可能性があります。ですので、「採用」「人材育成」→「助成金？」とイメージしておきましょう！！



東日本大震災に係る義援金の取扱い

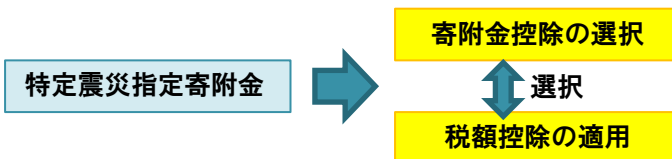
義援金の損金算入の方針が決まりました

- 国税庁より東日本大震災に係る義援金等を支出した場合の税務上(所得税、法人税)の取扱いについてお知らせがありました。

法人が義援金等を支出した場合には、その義援金が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(国等に対する寄附金)、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。(法37③)



また一部の義援金については「特定震災指定寄附金」として、寄附金控除(所得控除)との選択により、税額控除の適用を受けることもできます。(震災特例法8②)



義援金の損金算入もさることながら、経費申請のルールってどうなっていますか？非効率や無駄な稟議が発生していたり、なんでこの人が決裁しているの？と、決裁権限の“いびつ”が見つかったりします。



気付き日報

ヒューマンインベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ
TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp
受付時間 10:00~17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>